
F O 1 7 . 食品等輸入届出汎用申請変更

業務コード	業務名
I F N	食品等輸入届出汎用申請変更

1. 業務概要

「食品等輸入届出汎用申請（I F M）」業務にて申請した内容について、変更したい申請情報を入力する。
添付ファイルの変更を行う場合は、記入済の電子ファイル（指定様式）を再度添付する。

2. 入力者

全利用者（税関、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関は除く）

3. 制限事項

I F M業務での申請内容が不承認の場合のみ申請変更を可能とし、1 申請に対して最大99回まで申請変更を可能とする。99回を超える場合はI F M業務を再度実施する。

4. 入力条件

（1）添付ファイルチェック

（A）共通チェック

添付ファイルの拡張子が、使用可能な拡張子であること。（使用可能な拡張子は、「E D I仕様書 4. 6. 2 添付ファイルについて」を参照。）

（B）業務個別チェック

- ①添付ファイル変更なしが入力されていない場合、添付ファイルが存在すること。
- ②ファイルあたりのサイズが、0バイトより大きく、別途システムが定める上限（最大30メガバイト）以内であること。
- ③添付ファイルの合計サイズが、30メガバイト以内であること。

（2）入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②変更対象となる申請を行った申請者と同一であること。

（3）入力項目チェック

（A）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（B）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（4）DB関連チェック

（A）利用者

- ①「利用者DB」に登録されている利用者であること。
- ②届出受付番号の入力がある場合は、食品等輸入届出をした利用者と同じであること。
- ③税関、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関以外の利用者であること。

（B）食品等輸入届出汎用申請受理番号

- ①「食品等輸入届出汎用申請DB」に登録されていること。
- ②申請内容が差戻し状態であること。
- ③申請変更が99回実施されていないこと。

（C）届出受付番号

- ①「食品等輸入届出DB」に登録されていること。（オンラインDBまたは蓄積DB）
- ②入力された届出受付番号がI F M業務で登録された届出受付番号と異なる場合、入力された届出受付番号にかかる「食品等輸入届出DB」に食品等輸入届出汎用申請受理番号が登録されていない

- いこと。ただし、受付済の食品等輸入届出汎用申請受理番号が登録されている場合は除く。
- ③取止めされていないこと。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 添付ファイル格納DB処理

①システムで添付ファイル取得キー番号を払い出す。

②添付ファイル取得キー番号と添付ファイルをリンク付けて添付ファイル格納DBに登録する。

(3) 食品等輸入届出汎用申請DB処理

申請内容等を「食品等輸入届出汎用申請DB」に登録する。

届出受付番号に「N」が入力された場合、届出受付番号を削除する。

(4) 食品等輸入届出DB処理

届出受付番号が変更された場合、変更前の届出受付番号から食品等輸入届出汎用申請受理番号を削除し、変更後の届出受付番号に食品等輸入届出汎用申請受理番号に登録する。

届出受付番号に「N」が入力された場合、食品等輸入届出汎用申請受理番号を削除する。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知情報	なし	入力者
食品等輸入届出汎用申請変更控情報	なし	入力者

7. 特記事項

(1) 添付ファイルの内容は、システムではチェックを行わない。

(2) ファイルの追加、差替、削除が発生した場合は、変更後のすべてのファイルを添付する。

(3) 添付ファイルを引き継ぐ場合は、添付ファイル変更なしを入力する。